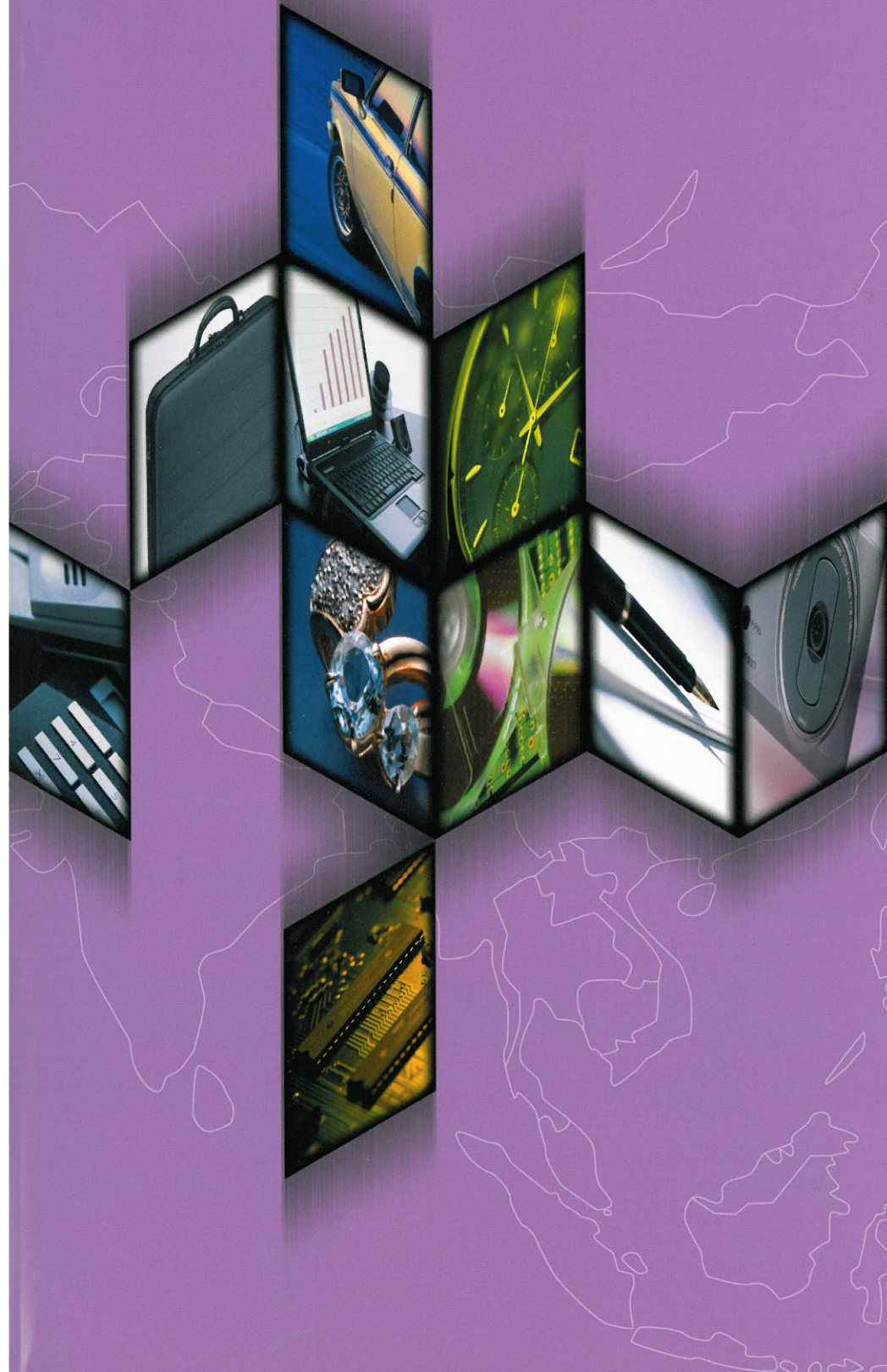


JETRO

特許庁委託事業

模倣対策マニュアル  
中東編



2009年3月

った場合。

### 13. 譲渡

譲渡とは、著作権の所有権を移転させる行為である。著作権は、そのすべてもしくは一部を譲渡することができ、書面により行わなければならない。譲渡される時間的及び場所的範囲を限定しなければならない。譲渡が有効とされるために、これを登録する必要はない。将来の著作権を譲渡することは、イスラム法の原則に反するため、無効であるとみなされる。

---

## 第5節 その他の権利

---

### 1. 商号

商号は、イスラム暦 1420 年 12 月 8 日（2000 年 3 月 13 日に対応）付けの国王命令第 15 号によって発出された商号法及びそのイスラム暦 1420 年 12 月 20 日（2000 年 3 月 25 日に対応）付けの閣僚評議会決定第 2015 号によって公布された施行規則にもとづいて保護される。

企業であれ、事業であれ、パートナーシップであれ、組合であれ、個人であれ、サウジアラビアにおいて商号を使うすべての商人は、商工業省に商号を登録しなければならない。商号は、市民登録簿に記録された商人の名称、新規な呼称又は両方で構成される。また、商業活動の種類に関係するデータをこれに含めてもよい。商号は、いかなる場合も、適切で、誤解を招かず、イスラム法又は公共の利益に反しないものでなければならない。商号は、アラビア語のもしくはアラビア語化された語句でなければならない。海外で登録された外国企業、周知の国際的名称を有する企業及び国内と海外の両方の資本を有する合併企業の名称については、外国語の語句を商号として登録できる。

商号を登録するためには、出願人又はその代理人（代理人の場合には、願書に委任状を添えて提出しなければならない）が、書面によりサウジアラビアの商業登記所のいずれかに出願しなければならない。願書には、次の事項を記載しなければならない。

- a) 市民登録簿に記載された出願人の名称、その住所及び国籍。出願人が企業の場合には、その名称及び本店の住所を記載する。
- b) 委任状による代理人が願書を提出する場合には、その氏名、住所及び市民登録簿の番号を記載する。
- c) 商号
- d) 商人が、その商号の下で従事する活動の種類

- e) 商人がその商号の下で商業活動を行う場所の住所
- f) 出願人又はその委任状による代理人又は企業に代わって署名する権限を有する者の署名

商業登記所は、商号を変更し又は書類を追加提出するよう求めることができる。登記所は、願書の提出日から 30 日以内に出願について決定しなければならない。登記所が出願を拒絶した場合には、出願人は、拒絶決定が正式に通知されてから 30 日以内に商業相に不服を申し立てることができる。商業相の決定は、その決定の通知を受けた日から 30 日以内に不服審査委員会（第一審法廷）に提訴できる。

出願が承認された場合、出願人は、登記所から公告文を受け取った日から 30 日以内に、自己の費用により、公告文を公報（Um Al Qura）及び国内の新聞に掲載しなければならない。出願人がそうしなかった場合には、出願を放棄したものとみなされる。出願人が、商号の存続期間の満了前に更新出願を行い、更新の根拠となる理由につき、リヤドにある商業登記所の所長又は大臣部局の長の承認を受けた場合には、存続期間を類似の期間更新することができる。

商号は、公告後に商業登録簿に記録され、所有者には登録証が交付される。

商号は、これを他の者に譲渡できる。譲渡が有効とされるためには、これを商業登録簿に記録しなければならない。譲渡人及び譲受人がこの商号の下で所有権の移転及び所有権の移転前及び移転後に引き受ける責任に関する両当事者間の合意を記載した書類を同封しなければならない。譲渡は、所有者の費用により、公報及び国内の新聞に公告しなければならない。

## 2. 地理的表示

地理的表示の保護について取り扱う特別な法律又は制度は存在しない一方、地理的表示は、商標法の下で保護される。

商標法によれば、地理的表示の使用が、製品又は役務の出所又はその原産地に関する混同を生ずるおそれがある場合、又は、正当な理由なく原産地の通知を独占し、出所を指定するおそれがある場合には、これを登録してはならず、また商標とみなしてはならない。

## 3. 原産地表示

イスラム暦 1423 年 4 月 14 日（2002 年 6 月 24 日に対応）付けの国王命令第 M/15 号により発出された商業データ法及びその施行規則は、出所又は原産地の表示に関する問題を規律する。

同法は、製品が製造又は生産された場所又は国を、商業上の必須データであるとみなし、あらゆる点において真正かつ消せないような方法で商品又は製品の各単位、その単位の包装、そして複数の単位を収納する容器に添付しなければならないと定める。また、同法は、商標を含め、製品の原産地の地理的範囲が真正の原産地以外のものであるかのように暗示

する一切のデータを製品に添付することも禁じている。

商業データが有効かつ承認されるためには、これをアラビア語で明瞭に記載しなければならない。アラビア語に加え、同じ意味の別な言語で付記することもできるが、アラビア語版が優先される。

サウジアラビアは、2005年に世界貿易機関（WTO）に加盟した際に、輸入許可制度を明確に導入した。サウジアラビアに商品を輸出するためには、原産国を証明する書類に他の書類を添えて提出する必要がある。原産国は、原産地証明及び原産国及び他のデータを記載したインボイスを提出することで証明できる。前記要件を満たさない製品は、原産国に再輸出されるか、輸入業者の費用により破棄される。

#### 4. 植物品種育成者権

植物品種は、2004年に発出された特許、集積回路の回路配置、植物品種及び工業意匠に関する法律により規律される。アブドゥラジズ王科学技術都市（KACST）が同法を管轄する。

植物品種は、知られている最下位の部類の単一の植物分類群に属する植物グループであって、育成者権の付与の条件が完全に満たされているか否かにかかわらず、他の植物グループから区別される所与の遺伝子型又は遺伝子型の組合せから生じる特徴の発現により、前記特徴の少なくとも一つの発現により、定義することができ、かつ、変化なく増殖させる可能性に関して一単位とみなすことのできるものであると定義される。

植物品種は、次の場合に登録される。

- a) 新規性： 出願日又は主張されている優先日において、当該品種の増殖材料又は収穫物が、当該品種を利用する目的で、育成者によって又はその同意の下で、次の場所において次の期間、他人に販売され又は他の方法により入手可能でなかった場合。
  - (i) サウジアラビアにおいて、1年を超える期間
  - (ii) 他の国において、4年を超える期間又は樹木もしくは蔓植物の場合は6年を超える期間
- b) 識別性： 出願の時点又は主張されている優先権の時点でその存在が周知の事実である他の品種から明確に区別可能である場合。
- c) 均一性： その基本的特性において十分な均一性がある場合。
- d) 安定性を有し、増殖を反復した後又は各増殖周期の終わりにおいて、その基本的特性に変化がない場合。
- e) 名称の指定： 植物品種は、その属及び種を特定して名称を付けるものとし、かつ、名称は、人が当該品種を特定できるものでなければならない。

植物品種を登録するためには、書面によりKACSTに出願しなければならない。出願人は、先の出願の出願日から12カ月以内に優先権を主張することができる。この主張には、先の出願の出願日及び番号並びに自ら又は自らの前任者がこれを提出した場所を記載した書面による宣言書を添えなければならない。また、出願人は、KACSTに願書を提出した出願日か

ら 90 日以内に、先の出願を行った当局により承認された先の出願の写しも提出しなければならない。

その後、KACST は、所定の手数料の支払いを受けた後、出願日から 18 カ月以内に出願を公告しなければならない。次に、KACST は、出願の形式審査を行い、要件を満たすために追加書類を提出するよう要求することができる。追加書類は、要求された日から 90 日以内に提出しなければならない。形式要件を満たした場合、KACST は、3 カ月以内に公告手数料を支払うよう求める通知を出願人に行い、出願人がそうしなかった場合には、出願が拒絶される。次に、KACST は、実体審査手数料を査定し、この手数料は、これが通知された日から 3 カ月以内に納付しなければならない。そうしなかった場合には、出願が没収される。

名称は、KACST の発行する公報に公告され、いかなる利害関係者も、公告日から 3 カ月以内にこれに異議を申し立てることができる。

なお、サウジアラビアは UPOV の加盟国ではない。サウジアラビアでは植物品種の登録統計はない。

## 5. 保護期間

植物品種の保護期間は、出願日から 20 年である一方、樹木の保護期間は 25 年である。

## 6. 強制実施権の設定

KACST は、提出された申請書にもとづき、登録された植物品種を利用するための強制実施権を第三者に付与することができる。強制実施権を付与する決定が有効とされるためには、次の条件にもとづいたものでなければならない。

- a) 公益を保護するために必要であること。
- b) 強制実施権の申請人に財政的及び技術的に能力があること。
- c) 申請人が植物特許の所有者から合理的な条件で実施権を取得することができなかったこと。
- d) 特許の所有者に対する公正な報酬を裁定されること。

## 7. ドメインネーム

サウジアラビアにおいては、通信情報技術委員会の運営する Saudi Network Information Center (SaudiNIC) 通じてドメイン名を登録できる。SaudiNIC は、サウジアラビアの国別コード・トップレベル・ドメイン (ccTLD) 「.sa」のためのドメイン名空間の管理を担当する非営利団体であり、「.sa」の下で登録されているドメインは、現時点において 1 万 4, 240 ドメインである。なお、ドメインネームの登録は先願主義を採用している。

SaudiNIC の連絡先情報：

Saudi Network Information Center,

General directorate of Internet services  
Communication and Information Technology Commission  
P. O. Box 75606, Riyadh 11588  
Saudi Arabia.  
Phone : +966-1-2639392  
Fax : +966-1-2639393  
www.saudinic.net.sa

ドメイン名は、SaudiNIC 規則により規制される。ドメイン名を登録するためには、特別な出願用紙に記入し、これに出願人のレターヘッドに印字した送付状を添えて SaudiNIC に提出しなければならない。この用紙には、次の事項を記載する必要がある。

- a) ドメイン名
- b) 出願人の詳細な連絡先
- c) 管理部門の詳細な連絡先
- d) 技術部門の詳細な連絡先
- e) 二つの DNS (ホスト名及び IP アドレス)

また、出願人は、サウジアラビアにおいて商標を所有する、もしくは、商号を登録しているなど、提案しているドメイン名に対する権利も証明しなければならない。公式手数料については、「.sa」の下で登録するための手数料は存在しない。従って、ドメイン名登録には、登録期間の満了日がなく、これを更新する必要もない。連絡先に関する情報のみ、更新する必要がある。

SaudiNIC は、次の理由にもとづいて出願を拒絶することができる。

- a) 出願用紙の記入の不備又は不正確な記載
- b) 要件とされる公文書又は法律文書の不提出
- c) ネームサーバにおいてドメイン名が、正しくホスティングされていない
- d) 申請人又は申請内容が、SaudiNIC の規則に適合しない

管理部門のみが、要請書を提出することで、登録を抹消し、連絡先及びサーバー情報を変更できる。団体のドメイン名が登録されると、当該団体が買収又は他の団体と合併しない限り、ドメイン名は譲渡できない。

その団体が解散した場合には、その団体が所有していたドメイン名の割り当てが解除される。ドメイン名をめぐる紛争は、その一切を不服審査委員会（第一審法廷）に提起しなければならない。

---

## 第6節 無方式の権利

---

### 1. 営業秘密及びノウハウ

知的財産権では営業秘密を十分に保護できない場合、権利者は、自らの権利を守るために、営業秘密保持契約又はノウハウ契約など、他の手段に頼らなければならない。

サウジアラビアには、特に営業秘密を保護するための法律は存在しないものの、これを非開示契約及び秘密保持契約などの契約で防衛することができる。一般に、営業秘密は、登録しなくても保護され、秘密が保持される限り、保護が継続する。

サウジアラビア政府は、2005年に内密の商業情報の保護に関する規則（「規則」）を発出した。しかしながら、サウジアラビアには、営業秘密の保護を独立して扱う法律が存在しないため、営業秘密に対する保護は、まだ弱い。

規則の第1条は、次の事項を営業秘密であるとみなす旨を規定する。

- a) 通常は最終的な形態又は細かい構成要素として知られていない、又は、その種の事業に従事する者が通常は容易に入手できないものである場合。
- b) その内密性ゆえに商業的に価値がある場合。
- c) 正当な所有者が、その現況において、内密性を保持するために合理的な措置を講じている場合。

第5条は、製品の販売承認を得るために薬品又は農薬に関する情報を公務員に開示した場合について規定する。このような場合、公務員は、承認を受けた日から少なくとも5年間、当該情報を不正な商業的使用から保護することを約束しなければならない。ただし、その製品が、その販売の承認後、合理的期間内に取引されなかった場合又は公衆を保護するための緊急の必要性からこれを開示せざるを得ない場合を除く。

サウジ競争法の第13条は、自らの職務に関係する秘密を開示し、又は、利益を直接的又は間接的に実現した公務員を500万サウジ・リヤル以下の罰金そして又は2年以内の拘禁刑に処すと規定する。第8条は、この規定に違反した者に対する訴訟を管轄権を有する裁判所に提起することができ、損害賠償を請求できると定める。

### 2. 雇用関係における営業秘密

雇用者は、雇用関係の継続中に関するものであれ、終了後に関するものであれ、秘密情報及び競業禁止について明記する規定を契約に含める場合が多い。例えば、雇用者は、通常、被用者が、雇用関係の終了後、所定の期間同一産業に従事するのを防ぐため、これを制限する約束を要求する。しかしながら、サウジアラビアでは、このような条項を執行できない場合もある。

また、サウジ労働法の第56/6条によれば、被用者は、自らが生産する、もしくは、自ら

の生産に直接的又は間接的に寄与する材料の技術的、商業的及び産業上の秘密並びに職務又は施設に関連し、これを暴露すると雇用者の福祉を損なうような一切の職業上の秘密を保持する義務を負う。

サウジアラビアでは、ノウハウ実施許諾契約を含む営業秘密契約に対する違反は、一般に契約違反として扱われる。損害を受けた者は、違反者に対する民事訴訟を不服審査委員会（第一審法廷）に提起できる。損害賠償を請求する場合には、実際の損失額及び損害額のみが認められる。

### 3. 不正競争

不正競争を規制するサウジ法はないものの、不正競争の防止は、イスラム暦 1425 年 4 月 26 日（2004 年 6 月 14 日に対応）付けの国王命令第 138 号により発出されたサウジ競争法及びその施行規則により執行することができる。

同法は、反トラスト及び独占について扱うものの、公正な競争に反するとみなされる活動を規定することで、不正競争について間接的に扱う規定を設けている。施行規則の第 6 条は、不正競争であるとみなされ、競争法の規定に反する活動を規定する。競争相手に対して不正に有利になることを狙いとする活動又は他の事業者が効果的に取引すること不正に妨げる活動は、一般に禁じられている。

損害を被った者は、競争法に対する違反者を、5 名の委員で構成される委員会に告訴することができる。施行規則の第 20 条によれば、この委員会が、刑罰として拘禁刑が適当であると考えた場合、その事件を不服審査委員会（第一審法廷）に付託する。委員会の決定に対しては、これが通知された日から 60 日以内に不服審査委員会に提訴することができる。

同法の第 18 条は、管轄権を有する裁判所（不服審査委員会）に訴訟を提起することで、損害賠償を請求できると規定する。

同法の第 12 条は、違反者に対して 500 万サウジ・リヤル以内の罰金を科し、再犯者の場合には、刑罰を加重できると規定する。また、判決は、違反者の費用により公告する。

---

## 第 7 節 技術移転

---

### 1. 政府の政策

1980 年に設置されたアブドゥラジズ王科学技術都市（KACST）は、サウジアラビアにおける科学技術の振興及び強化に関する国策の策定及び提案を担当する。また、同都市は、国内の、又は国際的な科学学術機関と共同研究を行い、人材の能力開発のための奨学金も提供する。



[特許庁委託]

模倣対策マニュアル 中東編

[著者]

〈UAE およびサウジアラビア〉

Al Tamimi & Company, United Arab Emirates

〈イラン〉

Law office of Albert Bernardi,

Dr. Albert Bernardi

日本貿易振興機構

[発行]

日本貿易振興機構 在外企業支援・知的財産部 知的財産課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6 階

TEL:03-3582-5198

FAX:03-3585-7289

2009 年 3 月発行 禁無断転載

本冊子は、日本貿易振興機構が 2009 年 3 月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。